

盛岡市遺跡地図

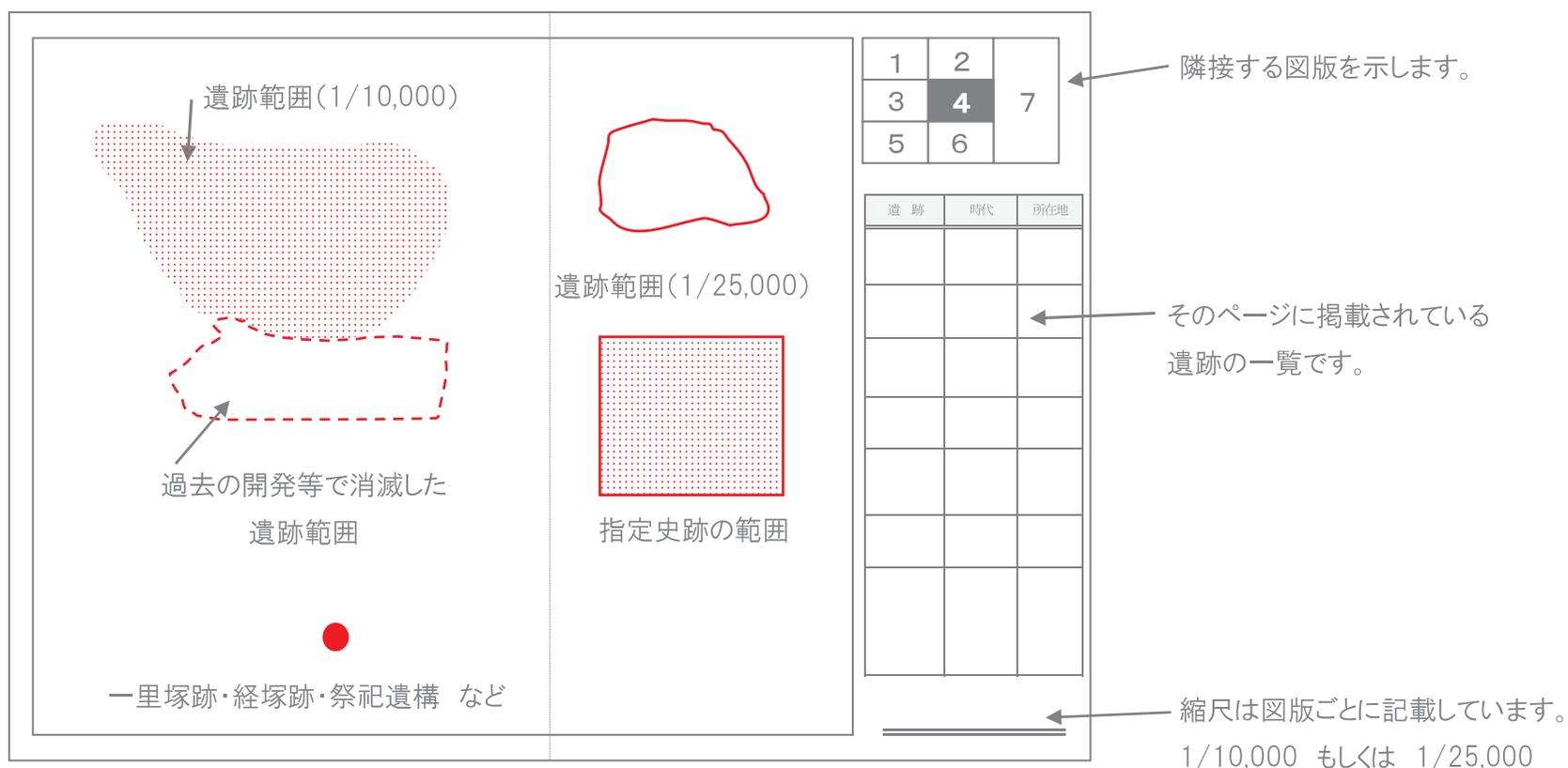
(2008年版)

盛岡市教育委員会

目次

I 凡例	1
II 遺跡とはなにか	2
III 埋蔵文化財の取扱い	3
IV 事務手続きの手順	4
V 盛岡市遺跡地図の利用について	5
VI 位置図（図郭割図）	6
VII 遺跡地図	9
VIII 地区ごと遺跡一覧	112
IX 50音順一覧	117
X 関係法令	122

I 凡例



◎遺跡の表現は、以下のとおりです。

- ・遺跡範囲 (1/10,000) 網
- ・ 〃 (1/25,000) 実線
- ・指定史跡 実線・網
- ・一里塚, 経塚, など 点
- ・過去の開発等により消滅した遺跡範囲 破線

◎遺跡名は、その遺跡範囲のそばに、赤字で書いてあります。

◎詳細な位置は、当市教育委員会にお問い合わせください。

◎本書に使用した地図は、以下のとおりです。

- 1/10,000 . . . 盛岡広域都市計画図
- 1/25,000 . . . 国土地理院発行地形図, 岩手県森林地形図 (森林基本図)

◎この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000 (地図画像), 数値地図25000 (地図画像) を複製したものです。(承認番号 平20東複第120号)

II 遺跡とはなにか

1 遺跡とは

「遺跡」とは、過去の人類が残した営みの痕跡が残る場所のことを指します。遺跡の中には、竪穴住居跡や古墳、溝の跡、柱の跡のような地面に残された痕跡である「遺構」と、土器や石器、鉄製品や陶磁器類といった物である「遺物」が含まれます。

この遺跡やその構成要素である遺構・遺物は、人間の生活様式の全体、人類がみずから手で築き上げてきた有形・無形の成果によって生み出された文化の所産である「文化財」の一種です。

これら文化財は、国民共有の財産として守り伝えていくべきもので、下記のようなものがあります。このなかで、遺跡は土地に埋蔵されているものとして「埋蔵文化財」と呼ばれます。

- 有形文化財・・・建造物・彫刻・書籍・考古資料 など
- 無形文化財・・・演劇・音楽・工芸技術 など
- 民俗文化財・・・風俗慣習・民俗芸能 など
- 記念物・・・古墳・城跡などの史跡、庭園・峡谷・海浜などの名勝、動植物などの天然記念物 など
- 文化的景観・・・人々の生活生業風土により形成された景観
棚田・里山・用水路など
- 伝統的建造物群・・・宿場町・門前町 など
- 埋蔵文化財・・・土地に埋蔵されている文化財

2 文化財とは

文化財は、その土地に暮らした人類の生活の全体から生み出されてきた文化の所産であり、人類の生きてきた証として、今日に伝えられてきたものです。「文化」は民族や社会の風習・伝統・考え方・価値観などの総称で、その民族や社会独自のものとして、世代を通じて伝承されていくものです。私たち日本人が日本人であるということ、ひいては盛岡にすむ人間としての共有財産として、親から子へ、子から孫へと伝えられてきた大切なものです。

この文化によって生み出されたものが「文化財」です。文化財は、長い人類の歴史によって生み出されたもので、ひろく世界人類共通の文化を体現したものから、市内の地域独自の文化を体現しているものまで、様々です。

この人類発生の太古から受け継がれてきた文化財を私たちの世代で途切れさせること無く、次の世代へと守り受け継いでいくことは、人類としての責任であると言えます。

しかし、社会の風習や伝統などの文化は、ひとたび忘れ去られれば、再興することは極めて困難なものです。この文化を体現する文化財も同じことであり、ひとたび失われてしまえば、その価値を失って人類の記憶から忘れ去られてしまうもので

す。現代を生きる私たちは、この時代を生きてきた証として、文化・文化財を次世代に守り伝えていく責任があるのです。

その土地独自の文化財は、その土地に生きた先人たちの永い「歴史」を物語るものです。土地の歴史は、その土地にしかない独自のものであり、その土地らしさをあらゆる環境のひとつです。土地の歴史を物語るもののひとつに、遺跡（埋蔵文化財）があります。つまり、遺跡（埋蔵文化財）は、その土地固有の環境の一部といえます。

その土地らしさを、住民が共有していくことで、よりいっそう土地への理解が深まり、愛着も生まれ、よりよい街づくりに寄与することができるのではないのでしょうか。

3 埋蔵文化財の特殊性

埋蔵文化財は地中に埋蔵されているというその特質から、その価値判断が地表からはわかりにくいという特殊性があります。文字どおり地中に眠っているわけですから、私たちがその上を歩いても、その遺跡がどんな種類のどれだけの量の遺構や遺物を埋蔵しているのかは、ほとんどわからないものです。

また、所在地の広がりをはっきりとわからないのも、特殊性のひとつです。この範囲を推定する方法は、まず現地を踏査（歩いて調べる）し、地面に土器や石器などの露出具合、堀や塚などの残されたわずかな地形などを確認した上で、遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）とします。次に、現地の地形や航空写真をもとに範囲を推定して、地図上に記入していきます。山林や水田では、遺物が確認できないため、遺跡であっても未確認ということもあります。遺跡の範囲は、発掘調査で確認した以外は、推定の範囲です。ですから、遺跡の範囲の外でも遺物が出土したりする場合がありますし、その逆もあります。

ところで、文化財の保護をさだめた「文化財保護法」では、埋蔵文化財と他の文化財は、異なった保護が必要とされています。建造物や彫刻などは、文化財として指定をしてその保存にあたります。つまり、それぞれの文化財に価値判断をし、保存すべき文化財を選択して指定し、保護する方法です。これに対して、埋蔵文化財はその価値をあらかじめ判断できないため、知られる全ての遺跡を保護の対象としています。都市計画区域や農業振興区域、その他の文化財が範囲や物件を明確にして公示されるのに対して、埋蔵文化財はその特殊性から、知られる全ての遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）が一定の保護対象となっているのです。

しかし、埋蔵文化財が土地と切っても切れない関係にある以上、今日の土地利用を抜きにして考えることはできません。各種開発との調和を取ることが埋蔵文化財にとって大切なことです。壊す前に、調査をして記録として保存することが必要です。

私たちが先人の遺産を受け継ぎ、文化的で豊かな暮らしをおくるため、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

Ⅲ 埋蔵文化財の取扱い

1 建築や土木工事などを計画するときは

各種建築や開発（住宅建築・宅地造成・道路工事・上下水道工事など）の計画に当たっては、事前にその場所に埋蔵文化財が所在するかどうか（埋蔵文化財包蔵地になっているか）確認してください。

確認は、この『盛岡市遺跡地図』（以下『地図』という）によっておこないます。埋蔵文化財包蔵地の場合は、調査が必要になり、全体の計画に影響が出てくる場合がありますので、各種申請等に先立って、計画の段階で早めに確認もしくは当教育委員会にご協議ください。

ただし、大規模面積（1,000㎡以上）の開発については、『地図』への記載の有無にかかわらず、現地を確認しますので、早めに当教育委員会にご協議ください。

2 建築や土木工事などを実施するときは

埋蔵文化財が所在する土地で、土木工事などを実施する場合は、文化財保護法の規定により手続きが必要です。着手の60日前までに当教育委員会経由で県教育長あての発掘届の提出が必要です（文化財保護法第93条）。

県や市がおこなう工事の場合は、計画策定時に県教育長あて通知することになっています（文化財保護法第94条）。

発掘届様式は、当教育委員会に用意してあるほか、盛岡市インターネットホームページ『ウェブもりおか』の「申請書ダウンロード」で入手できます

(<http://www.city.morioka.iwate.jp/>)。

※各項に加えて、文化財保護法第99条、同法施行令第5条が根拠になります。

3 発掘調査の実施について

埋蔵文化財は、「現状保存」が原則です。

極力壊さずに、現地にそのままの状況で保存することが望ましいですが、現代社会の私たちの生活のための工事などにより、現状保存することができない場合は、以下のいずれかの方法によって、調査をして、記録として保存するなどの対応が必要となります。

①発掘調査 ②試掘調査 ③立会調査 ④慎重工事

いずれの方法になるかは、それぞれの現況や過去の周辺の調査事例、工事の規模、工事の内容によって判断します。

調査の結果、重要な遺構・遺物が確認された際は、文化財保護・遺跡保存のため、工事計画の中止や変更が必要となる場合もあります。

また、試掘・立会調査の結果、遺構が検出され本調査を実施することになった場合、事業主の方に調査経費を負担していただくこともあります。調査時期や、上記の詳細については、その都度協議します。

4 工事中に遺構・遺物を発見した場合は

今まで埋蔵文化財が未確認だった地域で、工事中に住居跡などの遺構や土器や石器などの遺物を発見した場合は、「文化財保護法第96・97条」の規定により、そのままの状態ですぐさまに県教育委員会への届けが必要ですので、まずは当市教育委員会にご連絡ください。

5 史跡指定地の現状を変更するときには

史跡とは、埋蔵文化財の中においても、特に学術上の価値が高く、その土地の歴史を語る上で貴重なものとして、指定を受けたもののことであり、一般の埋蔵文化財とは異なった保護の規定が定められています。

国指定史跡（盛岡城跡、志波城跡）、県指定史跡（小野松・高畑・上田一里塚等、大館町遺跡）、市指定史跡内では、住宅増改築や果樹の改植など、現状に何らかの手を加える時には、原則として国や県、市の許可が必要となります（文化財保護法第125条・岩手県文化財保護条例第41条・盛岡市文化財保護条例第34条）。

現状変更の内容によっては許可にならない場合もありますので、事前の計画の段階で早めに当市教育委員会へご相談下さい。

また、史跡内においては、屋外広告などの工作物も規制を受けますので、ご留意下さい（盛岡市屋外広告物条例第4条）。

*市内の史跡

国指定 盛岡城跡・志波城跡

県指定 小野松一里塚・末崎川一里塚・毘沙門堂平一里塚・塚の沢一里塚・大橋一里塚・新塚一里塚・高畑一里塚・上田一里塚・大館町遺跡

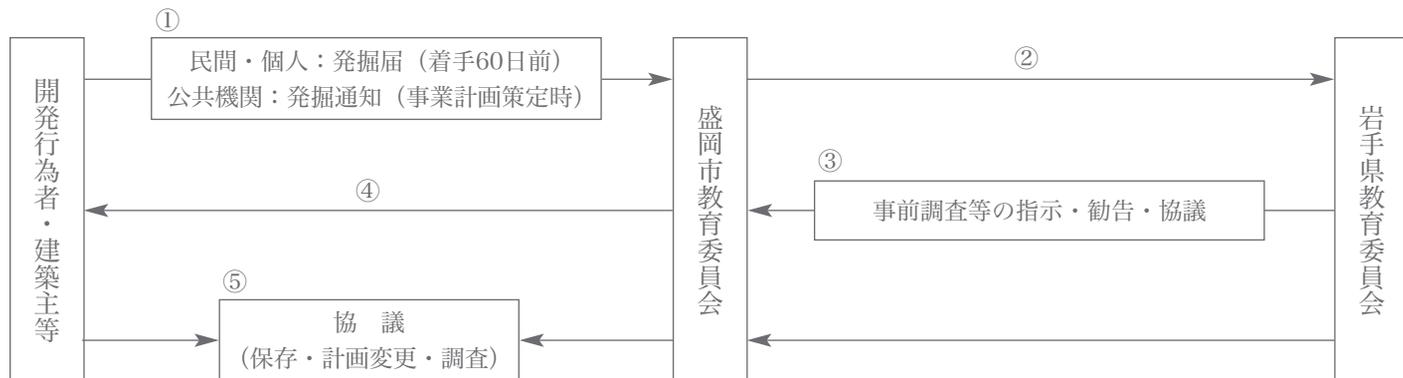
市指定 舟橋跡・玉山館跡・一字一石一礼供養塔・高館古墳・経塚(永井)・餓死供養塔(乙部)・築川一里塚・曾利田一里塚・大倉峠一里塚・鍛冶町一里塚跡・大堂一里塚

IV 事務手続きの手順

●周知の埋蔵文化財の場合（『地図』掲載の遺跡）

公共機関の場合は事業計画策定時、民間企業や個人の場合は、着手60日前までに、市教育委員会に発掘通知・発掘届を提出しなければなりません。

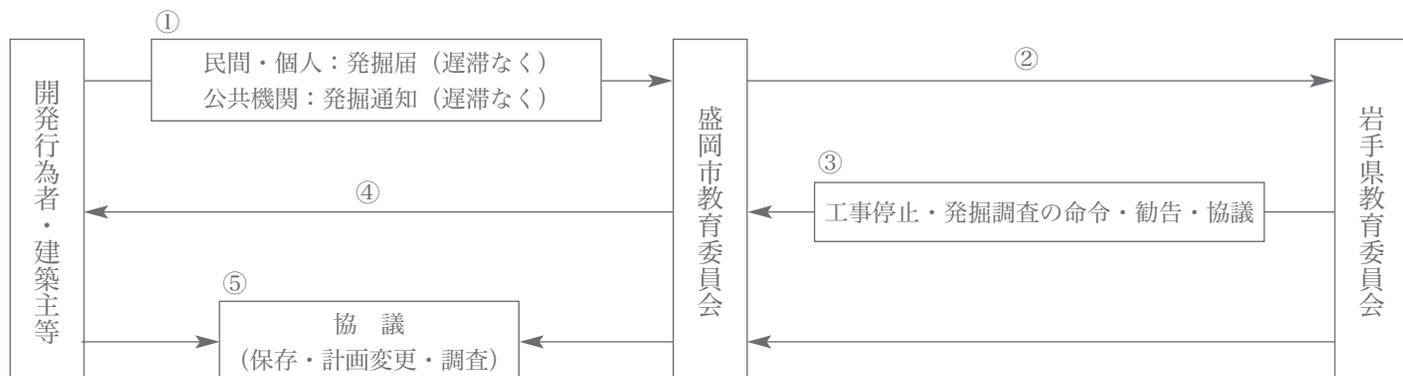
* 開発や調査を円滑に進めるため、発掘通知・発掘届提出の前に、市教育委員会と早めのご協議をお願いします。



●工事中に埋蔵文化財を発見した場合（『地図』未掲載の遺跡）

見つけ次第速やかに、市教育委員会に発掘通知・発掘届を提出しなければなりません。

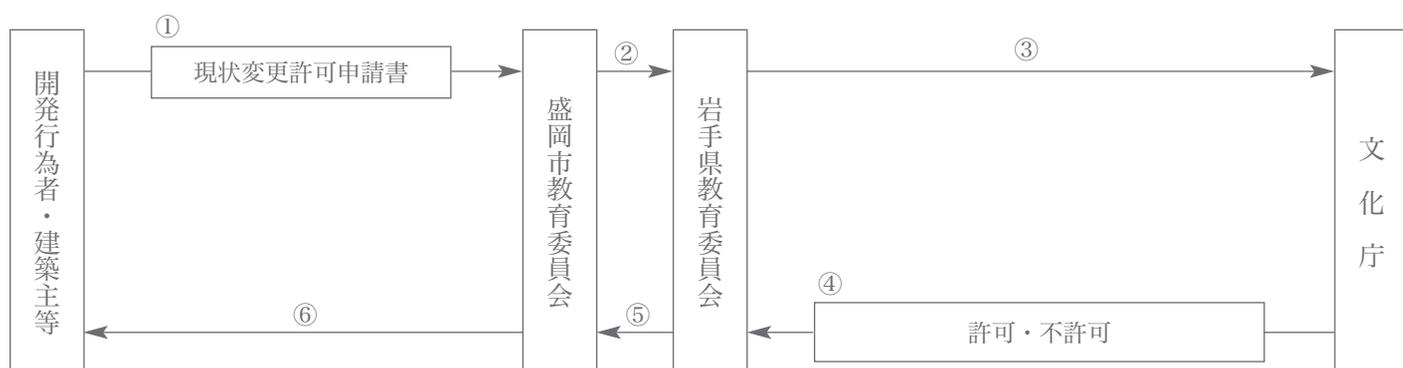
* この場合、工事停止などにより工期に影響が出ることが想定されますので、事業の計画の際に市教育委員会とご協議をお願いします。



●指定史跡の場合

国指定史跡（盛岡城跡・志波城跡）の場合は文化庁の、県指定史跡の場合は県教育委員会のそれぞれ許可が必要になります。許可が下りるまでの審査の期間がありますので、計画の早い段階で、市教育委員会とご協議願います。

* 許可される場合でも、事前の発掘調査等の条件がつきます。 * 市指定史跡もこれに準じた扱いになります。



V 盛岡市遺跡地図の利用について

1 遺跡範囲について

遺跡範囲のなかには、まだ調査が行き届いておらず範囲把握などが不十分な箇所もあります。今後の調査の進捗により充実に努め、順次改訂をしていく予定です。よって、今後の調査の結果によっては、遺跡範囲の変更もあります。

また、範囲の周辺にも留意してください。工事等の箇所が遺跡範囲の周辺の場合でも、調査をする場合があります。

『地図』は1/10,000～1/25,000の地図をもとに作成していますので、詳細については当教育委員会にお問合せ下さい。

2 指定史跡について

本書に記載した指定史跡は次のとおりです。()は地図番号です。

国指定史跡（盛岡城跡・志波城跡）の場合は文化庁の、県指定史跡の場合は県教育委員会の許可がそれぞれ必要になります。許可が下りるまでの審査の期間がありますので、事業計画の早い段階で、当市教育委員会とご協議願います。

- ・国指定 盛岡城跡 (27) ・志波城跡 (26・27・32・33)
- ・県指定 小野松一里塚 (19) ・末崎川一里塚 (45) ・
毘沙門堂平一里塚 (45) ・塚の沢一里塚 (45) ・
大橋一里塚 (44) ・新塚一里塚 (7) ・
高畑一里塚 (35) ・上田一里塚 (22) ・
大館町遺跡 (27)
- ・市指定 舟橋跡 (27) ・玉山館跡 (14) ・
一字一石一礼供養塔 (3) ・高館古墳 (32) ・
経塚(永井) (37) ・餓死供養塔(乙部) (40) ・
築川一里塚 (51) ・曾利田一里塚 (50) ・
大倉峠一里塚 (50) ・鍛冶町一里塚跡 (28) ・
大堂一里塚 (20)

3 遺跡名について

遺跡名は、小字名や地元の呼称を基本にしており、複数の町名や小字にまたがる場合でも、ひとつの遺跡名にしています。

よって、遺跡名は必ずしもその所在を表現するものではありません。

(例：大館町遺跡：大新町・大館町に所在)

安倍館遺跡：安倍館町・上堂一丁目に所在)

4 時代について

時代区分はおおむね以下のとおりです。

旧石器時代

縄文時代

弥生時代

古墳時代（大和時代・飛鳥時代）

古代（白鳳時代・奈良時代・平安時代）

中世（鎌倉時代・室町時代・戦国時代）

近世（江戸時代）

5 所在地について

遺跡の所在地は、複数の町名にまたがる場合でも、主たる所在地の町名を掲載しました。町名にない場合でも、遺跡に該当するかどうかは、必ず『地図』で確認してください。さらに詳細な位置については、必ず市教育委員会にお問合せ下さい。

6 インターネット公開

大まかな遺跡の位置は、インターネットでも公開しています。

盛岡市ホームページ「ウェブもりおか」の「土地情報検索システム」または「歴史文化課」のページをご覧ください。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/index.html>

本『地図』に関する事、埋蔵文化財の所在確認や届出、文化財に関する詳細については、下記にお問い合わせください。

盛岡市教育委員会 歴史文化課 電話019-639-9067 または 電話019-651-4111